

（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書についての 知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- （１）本事業では、対象事業実施区域の全域が三河湾国定公園の第２種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、当該区域の大部分が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、動物、植物、生態系、景観等への影響を可能な限り低減することが求められる。

また、対象事業実施区域及びその周囲には風力発電所が集中していることから、それらの累積的な影響（以下「累積的影響」という。）を適切に考慮することが必要である。

このため、事業の実施に当たっては、関係機関や専門家の助言を得ながら、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）を始めとする関係法令に基づく措置や、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入や工事の工程及び施工方法の工夫等により、更なる環境影響の低減に努めること。

- （２）環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 騒音及び超低周波音、風車の影

騒音及び超低周波音並びに風車の影については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成 29 年 5 月 環境省）」に定める指針値等の値を下回る場合にあっては、人の感覚を刺激して心理や情緒に影響を及ぼすおそれがあることから、地域住民の生活環境の保全に十分に配慮するとともに、施設の稼働後に苦情等の申立てがあった場合には、適切に調査を行い、その結果を踏まえた対策を講ずること。

3 動物、植物、生態系

- (1) 鳥類等の風車への衝突や移動経路の阻害について、種ごとの生息数や累積的影響などを踏まえ、適切に評価を行うこと。また、調査及び予測の結果から一定の影響が懸念されるとともに、予測には不確実性も伴うことから、衝突リスクが高い時期及び時間帯に風車の稼働を停止するなど、更なる環境保全措置の実施について検討すること。
- (2) 鳥類の種ごとの衝突リスクについて、回避率が明らかでない種にあつては、複数の回避率を用いて予測及び評価を行うとともに、それらの結果を事後調査の結果に照らして検証すること。
- (3) 事後調査の実施に当たっては、あらかじめ環境への影響が著しいと判断すべき事象を具体的に設定するとともに、それらの事象に応じた環境保全措置を検討すること。
- (4) 野生動植物の生息・生育環境への影響を低減するため、工事による土地の改変及び支障木の伐採が必要最小限となるよう努めるとともに、改変後の土地の植生の回復に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な手法を検討し、実施すること。

4 景観

風力発電所の設置に当たっては、周辺の風致又は景観との調和に努めるなど、三河湾国定公園の海岸景観の保全に最大限配慮すること。

5 その他

- (1) 評価書の作成及び公表に当たっては、住民等の意見に配慮し、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。